

平成 30 年分はここが変わりました！「給与所得者の扶養控除等申告書」の書き方

配偶者控除・配偶者特別控除の改正により、従前と記載内容・方法が異なります。
配偶者に関する記載（A 欄）は以下の「確認①」をご参考に、正しくご記入ください。

また、配偶者が障害者である場合の記載（C 欄）は、「確認②」もご参照ください。

確認①：源泉控除対象配偶者※1 の判定

あなたの合計所得金額（見積額）は **900 万円以下**（給与所得だけの
場合、給与等の収入金額が 1,120 万円以下）ですか？

はい

いいえ

配偶者の合計所得金額（見積額）は
85 万円以下（給与所得だけの場合、
給与等の収入金額が 150 万円以下）

いいえ

A 欄への記載事項
はありません。

はい

A 欄を記載してください。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)						

確認②：配偶者が障害者等※2 の場合

配偶者は「障害者」もしくは「特別障害者」に該当しますか？

はい

いいえ

配偶者の合計所得金額（見積額）
は **38 万円以下**（給与所得だけの場
合、給与等の収入金額が 103 万円以
下）ですか？

いいえ

C の障害者「同一生
計配偶者」欄への記
載事項はありません。

はい

C の障害者「同一生計配偶者」欄を記載してください。

障害者、高 C 障、寡夫又は 勤労学生	区分	本人 氏名(注2)	扶養級別	障害者 手帳	異動月日及び事由
	一般の障害者		(A)	<input type="checkbox"/> 特別の寡婦	
	特別障害者		(A)	<input type="checkbox"/> 寡夫	
	別居特別障害者		(A)	<input type="checkbox"/> 勤労学生	

該当する箇所に✓

障害の等級や障害者手帳について記載

例) 甲野 乙子

身体障害者 3 級

身体障害者手帳（平成 28 年 3 月 30 日交付）

※1 配偶者の定義

今回の改正により、平成 30 年分以後の所得税については、配偶者に関する定義が以下のように変更されています。

従前の「控除対象配偶者」は、改正後の「同一生計配偶者」と同じ要件になります。

配偶者	以下の 3 要件の全てを満たす人。 ① 婚姻届が提出・受理されている民法上の配偶者 ② 申告者本人と生計が一緒 ③ 青色事業専従者としてその年中に給与の支払いを一度も受けていない、又は、白色事業専従者でない
源泉控除対象配偶者	居住者（合計所得金額が 900 万円以下である人に限る）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下の人。
同一生計配偶者	居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下の人。
控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下の居住者の配偶者。

※2 障害者等の定義

障害者等についての改正は行われていません。従来と変更点はありません。

障害者 特別障害者	所得者本人又はその同一生計配偶者・扶養親族で、次のいずれかに該当する人。		
		障害者	うち、特別障害者
	イ	精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある人	全て該当
	ロ	精神保健指定医などから知的障害者と判定された人	重度の知的障害者と判定された人
	ハ	精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人	障害等級が 1 級の人
	ニ	身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人	障害の程度が 1 級又は 2 級の人
	ホ	戦傷病者手帳の交付を受けている人	障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第三項症までの人
	ヘ	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚労大臣の認定を受けた人	全て該当
	ト	常に就床を要し、複雑な介護を要する人	全て該当
	チ	精神又は身体に障害のある年齢 65 歳以上の人（昭和 28 年 1 月 1 日以前に生まれた人）で、町村長や福祉事務所長から上記イ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人	上記イ、ロ又はこの特別障害者と同程度の障害がある人
同居特別障害者	同一生計配偶者又は扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人。		